

目 次

令和7年酒田地区広域行政組合議会

第3回 12月臨時会

出欠席議員氏名	1
説明のため出席した者	1
酒田地区広域行政組合職員出席者	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
開 会	2
開 議	3
仮議席の指定	3
議会議長の選挙	3
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議会副議長の選挙	6
議第10号 酒田地区広域行政組合火災予防条例の一部改正について	6
管理者提案理由説明	7
補足説明	10
質 疑	10
討 論	10
採 決	11
閉 会	11
署 名	12

令和7年12月臨時会
(12月24日)

酒田地区広域行政組合議会会議録

(第3回)

令和7年第3回臨時会

令和7年12月24日（水）午後2時30分 開会

~~~~~

◎ 出 欠 席 議 員 氏 名

田 中 廣 議長 佐 藤 喜 紀 副議長

出席議員（15名）

|               |             |              |
|---------------|-------------|--------------|
| 1番 佐藤喜紀 議員    | 2番 那須正幸 議員  | 3番 守屋紀彦 議員   |
| 4番 石川武利 議員    | 5番 佐藤俊太郎 議員 | 6番 市村浩一 議員   |
| 7番 ががハニ 杏子 議員 | 8番 上野幸美 議員  | 9番 工藤範子 議員   |
| 10番 大壁洋平 議員   | 11番 田中 廣 議員 | 12番 高橋千代夫 議員 |
| 13番 後藤 仁 議員   | 14番 松本国博 議員 | 15番 池田博夫 議員  |

欠席議員（なし）

~~~~~

◎ 説明のため出席した者

管理者 酒田市長	矢口明子	副管理者 庄内町長	富 樫 透
副管理者 遊佐町長	松永裕美	会 計 管 理 者	劔 持 ゆ き
監 査 委 員	大石 薫	事務局長兼管理課長	齋 藤 康 一
管理課 施設主幹	五十嵐 與 一	消 防 長	粕 谷 博 志
消防次長兼消防署長	白 旗 博 幸	消防次長兼総務警防課長	茂 木 修
総務警防課警防主幹	庄 司 秀 樹	予 防 課 長	佐 藤 良 也
救 急 課 長	高 野 善 孝	通 信 指 令 課 長	佐 藤 清 志
消防副署長兼消防第一課長	柿 崎 雅 人	消 防 第 二 課 長	渡 部 健
消 防 第 一 主 幹	村 上 浩 通	監 査 委 員 書 記	永 森 文 子

~~~~~

◎酒田地区広域行政組合職員出席者

|             |         |              |         |
|-------------|---------|--------------|---------|
| 管理課長補佐兼管理係長 | 佐 藤 徹   | 管理課施設主査兼施設係長 | 土 門 明 幸 |
| 管理課管理係専門員   | 阿 蘇 久 泰 | 総務警防課長補佐     | 佐 藤 勝   |

総務警防課総務主査 本間 真友美  
総務警防課総務係主任 日下部 宏 弥

総務警防課総務係長 荘 司 光  
総務警防課総務係専門員 日下部 進

~~~~~

◎ 議 事 日 程

議事日程第1号

令和7年12月24日（水） 午後2時30分開議

- 第 1 議会議長の選挙
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議会副議長の選挙
- 第 6 議第10号 酒田地区広域行政組合火災予防条例の一部改正について

~~~~~

## ◎ 本日の会議に付した事件

(議事日程のとおり)

~~~~~

◎ 開 会

○齋藤康一事務局長兼管理課長 開会に先立ちまして、ご説明を申し上げます。

本日は、酒田市選出の組合議員の改選に伴い、議長、副議長ともに空席であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、年長議員は工藤範子議員でございます。

それでは、工藤議員、議長席にお着き願います。

(工藤範子臨時議長 議長席着席)

○工藤範子臨時議長 地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務を行うことにいたします。よろしくご協力のほどお願いいたします。

ただいまから、令和7年第3回酒田地区広域行政組合議会12月臨時会を開会いたします。

(午後2時30分 開 会)

~~~~~  
◎ 開 議

○工藤範子臨時議長 本日は全員出席であります。  
直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~  
◎ 仮 議 席 の 指 定

○工藤範子臨時議長 議事日程に入る前、このたび改選されました酒田市選出議員の仮議席を指定いたします。
仮議席は、ただいまご着席の席といたします。
本日は、お手元に配付しております議事日程第1号によって議事を進めます。

~~~~~  
◎ 議 会 議 長 の 選 挙

○工藤範子臨時議長 これより、日程第1、議会議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤範子臨時議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤範子臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、議長は臨時議長において指名することに決しました。

議長は、田中廣議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました田中廣議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤範子臨時議長 異議なしと認めます。よって、田中廣議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました田中廣議員が議場におられますので、本席から会議規則第27条第2項の規定により告知いたします。

議長に当選されました田中廣議員、演壇にてご挨拶をお願いいたします。

(田中 廣議長 登壇)

○田中 廣議長 ただいま議員各位のご推挙を賜り、組合議会議長に就任いたしました酒田市議会の田中廣でございます。

本組合議会の議長という大役を仰せつかりました。その責任の重さに身が引き締まる思いでございます。

本組合が取り組んでおります広域的なごみ処理、それから、消防、救急体制の整備は、住民の皆さんの安全安心な暮らしを支える、極めて重要な事業であります。議長として議員各位のご意見を広くお聞きをしながら、また、皆様のご協力をいただきながら、公平、中立かつ円滑な議会運営に努めてまいりたいと思っております。本組合のさらなる発展と住民福祉の向上に全力を尽くしてまいりたいというふうに思います。

議員各位並びに矢口明子管理者をはじめとする皆様におかれましては、格段のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○工藤範子臨時議長 議長が決まりましたので、交代いたします。

暫時休憩いたします。

(午後2時35分 休 憩)

(工藤範子臨時議長 議長席退席)

(田中 廣議長 議長席に着く)

(午後2時36分 再 開)

○田中 廣議長 それでは、再開いたします。

~~~~~  
◎ 議 席 の 指 定

○田中 廣議長 日程第2、議席の指定を行います。

新たに選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、くじで指定いたします。

くじを引く順番につきましては、ただいまご着席の席順とし、私は最後にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ご異議なしと認めます。

それでは、ただいまからくじを引いていただきます。

事務局、お願いいたします。

(事務局「くじ」の取りまとめ)

○田中 廣議長 それでは、議席番号及び氏名を事務局長から報告させます。

○齋藤康一事務局長兼管理課長 それでは、ご報告いたします。

1番、佐藤喜紀議員、3番、守屋紀彦議員、6番、市村浩一議員、7番、ガンバリーニ杏子議員、10番、大壁洋平議員、11番、田中廣議員、12番、高橋千代夫議員、13番、後藤仁議員、14番、松本国博議員、15番、池田博夫議員。

以上でございます。

○田中 廣議長 ただいま事務局長が報告しましたとおり、議席を指定いたします。

それでは、指定された議席にそれぞれ着席願います。

暫時休憩いたします。

(午後2時40分 休 憩)

(午後2時41分 再 開)

○田中 廣議長 それでは、再開いたします。

~~~~~  
◎ 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○田中 廣議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、2番、那須正幸議員、3番、守屋紀彦議員、4番、石川武利議員の3名を指名いたします。

~~~~~  
◎ 会 期 の 決 定

○田中 廣議長 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~

### ◎ 議 会 副 議 長 の 選 挙

○田中 廣議長 日程第5、議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に佐藤喜紀議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました佐藤喜紀議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ご異議なしと認めます。よって、佐藤喜紀議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました佐藤喜紀議員が議場におられますので、本席から会議規則第27条第2項の規定により告知いたします。

副議長に当選されました佐藤喜紀議員、演壇にてご挨拶をお願いいたします。

(佐藤喜紀副議長 登壇)

○佐藤喜紀副議長 ただいま副議長に指名いただきました酒田市議会議員、佐藤喜紀です。

議長を補佐し、円滑な議事運営に努めてまいりますので、皆様方のご協力よろしく願います。

~~~~~

◎ 議 第 10 号 酒 田 地 区 広 域 行 政 組 合 火 災 予 防 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

○田中 廣議長 日程第6、議第10号 酒田地区広域行政組合火災予防条例の一部改正についてを上

程の上、議題といたします。

~~~~~

◎ 管理者提案理由説明

○田中 廣議長 提案者の説明を求めます。

管理者、酒田市長。

(管理者 矢口明子酒田市長 登壇)

○管理者 矢口明子酒田市長 ただいま上程になりました議案の概要について、ご説明申し上げます。

議第10号については、林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災に関する注意報の規定を設けるなど、所要の改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

\_\_\_\_\_

議第10号

酒田地区広域行政組合火災予防条例の一部改正について

酒田地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月24日提出

酒田地区広域行政組合

管理者 酒田市長 矢口明子

酒田地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

酒田地区広域行政組合火災予防条例（昭和48年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第1号中「火入れ」の次に「又は喫煙」を加え、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 管理者は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、酒田地区広域行政組合を構成する市町の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 管理者は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 管理者は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発

したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」の次に「第1項」を加える。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

#### (提案理由)

林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災に関する注意報の規定を設けるなど、所要の改正を行うものである。

---

◎ 補 足 説 明

○田中 廣議長 当局の補足説明を求めます。

予防課長。

○佐藤良也予防課長 議第10号について補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正は4つございます。

1つ目は、火災予防条例上の火災に関する警報は、消防法に規定するものであることを明確にし、喫煙の規制及び屋内での裸火の使用の制限について整理したものであります。

2つ目は、気象の状況が林野火災の予防上、注意を要するときは、管理者は林野火災に関する注意報を発することができることとし、組合管内にある者は火の使用の制限に従うよう努めること、また、管理者は、火の使用の制限の対象となる区域を指定できることを定めたものであります。

3つ目は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、管理者は火の使用の制限の対象となる区域を指定できることを定めたものであります。

4つ目は、たき火における届出の根拠を明確にし、消防長は、対象となる期間と区域を指定することができることを定めたものであります。

詳細につきましては、新旧対照表をご覧くださいと思います。

なお、施行日は令和8年1月1日とするものであります。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

~~~~~

◎ 質 疑

○田中 廣議長 これより質疑を行います。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

~~~~~

◎ 討 論

○田中 廣議長 これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ないようですので、討論を終結いたします。

~~~~~

◎ 採 決

○田中 廣議長 これより日程第6、議第10号 酒田地区広域行政組合火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。議第10号は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり決しました。

~~~~~

◎ 閉 会

○田中 廣議長 以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案の審議は全て議了いたしました。大変ご苦労さまでございます。

これをもちまして、令和7年第3回酒田地区広域行政組合議会12月臨時会を閉会いたします。

お疲れさまです。

(午後2時48分 閉 会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年12月24日

酒田地区広域行政組合議会議長 田 中 廣

酒田地区広域行政組合議会臨時議長 工 藤 範 子

酒田地区広域行政組合議会議員 那 須 正 幸

酒田地区広域行政組合議会議員 守 屋 紀 彦

酒田地区広域行政組合議会議員 石 川 武 利